

兵庫大学学位規程

〔平成11年4月1日制定〕
兵大程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、兵庫大学学則及び兵庫大学大学院学則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

学部	学科	学位
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士(現代ビジネス)
健康科学部	栄養マネジメント学科	学士(栄養学)
	健康システム学科	学士(健康科学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
生涯福祉学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
	こども福祉学科	学士(こども福祉)

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程の所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与する。

2 修士の学位は、次のとおりとする。

研究科専攻及び課程	学位
看護学研究科看護学専攻 博士前期課程	修士(看護学)

3 修士論文等の課題は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに指導教員に届け出さなければならない。

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院の博士後期課程の所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与する。

2 博士の学位は、次のとおりとする。

研究科専攻及び課程	学位
看護学研究科看護学専攻 博士後期課程	博士(看護学)

3 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出して博士の学位を請求した者についても、その論文が前項の規定により学

位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、かつ、その者が専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが確認されたときは、第 24 条第 1 項に従って、博士の学位を授与することができる。

(審査の付託)

第 6 条 (削除)

(審査委員)

第 7 条 (削除)

(修士論文等の審査及び最終試験)

第 8 条 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

(審査結果の報告)

第 9 条 (削除)

(学位授与の議決)

第 10 条 (削除)

2 (削除)

(学長への報告)

第 11 条 (削除)

(学位の授与)

第 12 条 (削除)

2 (削除)

(看護学研究科の在学者の修士論文提出)

第 13 条 看護学研究科に在学する者の修士論文は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1 編とし、正本 1 通、副本 4 通とする。ただし、参考として他の論文を附加提出することができる。

3 修士論文提出時に、論文要旨を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第 14 条 前条の修士論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第 15 条 前条の規定により、修士論文の審査を付託された研究科委員の定める審査委員によって行う。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため指導教員を主査とし、関連科目の担当教員 2 名以上で組織する審査委員会を設けるものとする。

3 研究科委員会が必要であると認めた場合は、本学の大学院担当教員以外の教員若しくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

(修士論文等の審査及び最終試験)

第 16 条 審査委員会は、修士論文等の審査の他、最終試験も併せて行うものとする

る。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口答の方法により、これを行う。

3 修士論文の審査及び最終試験の終了は、在学期間中に行わなければならない。
(審査結果の報告)

第17条 審査委員会は、修士論文等の審査結果と最終試験の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第18条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。

(看護学研究科の在学者の博士論文提出)

第19条 看護学研究科に在学する者の博士論文は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1編とし、正本1通、副本4通とする。ただし、参考として他の論文を附加提出することができる。

3 博士論文提出時に、論文要旨を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第20条 前条の博士論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第21条 前条の規定により、博士論文の審査を付託された研究科委員の定める審査委員によって行う。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため指導教員を主査とし、関連科目の担当教員2名以上で組織する審査委員会を設けるものとする。

3 研究科委員会が必要であると認めた場合は、本学の大学院担当教員以外の教員若しくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

(博士論文等の審査及び最終試験)

第22条 審査委員会は、博士論文等の審査の他、最終試験も併せて行うものとする。

2 最終試験は、提出された博士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口答の方法により、これを行う。

3 博士論文の審査及び最終試験の終了は、在学期間中に行わなければならない。
(審査結果の報告)

第23条 審査委員会は、博士論文等の審査結果と最終試験の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(課程を経ない者の博士学位論文の提出)

第24条 第5条第3項の規定により学位の授与を請求するには、博士論文5部を作成し、学位申請書に学位論文の要旨及び履歴書を添え、学長に提出しなければならない。

ならない。

2 学位論文は 1 編に限る。ただし、他に副論文及び参考論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査手数料)

第 25 条 第 13 条第 1 項、第 19 条第 1 項による論文の提出、又は第 24 条 1 項による論文の受理に際しては、別に定める審査手数料を納入するものとする。

2 納入した手数料はこれを返還しない。

(学位授与の議決)

第 26 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上が同意することを必要とする。

(学長への報告)

第 27 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、学長に対して、その結果を文書で報告することを必要とする。

(博士論文の公開)

第 28 条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から 3 ヶ月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の授与)

第 29 条 学長は、第 3 条、第 4 条及び第 5 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士、修士又は博士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して修士又は博士の学位を授与し、修士又は博士の学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第 30 条 本学において、学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、兵庫大学の文字を付記しなければならない。

(学位の取消)

第 31 条 学位を授与された者が、不正な方法により、学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り

消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第 18 条第 2 項又は第 26 条第 2 項を準用する。

(様式)

第 32 条 学位の学位記その他の様式は、別記のとおりとする。

(雑則)

第 33 条 この規程の施行に必要な事項は、学部又は研究科においてこれを定める。

(改廃)

第 34 条 この規程の改廃は、学士の学位に関することは学部教授会、修士及び博士の学位に関することは研究科委員会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 兵庫大学学位規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 15 条の規定は平成 24 年度修了者から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式1 (第3条の2により学位を授与する場合)

第 号	
卒業証書・学位記	
大 学 之 印	氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学士 (〇〇) の学位を授与する	
年 月 日 兵庫大学長 〇〇〇〇	
印	

様式2 (第4条の2、第5条の2により学位を授与する場合)

経(看)修(博)第 号	
学 位 記	
大 学 之 印	氏 名 年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の 修士課程 (博士前期課程・博士後期 課程) を修了したので修士 (〇〇) (博士 (〇〇)) の学位を授与する	
年 月 日 兵庫大学長 〇〇〇〇	
印	

兵庫大学大学院看護学研究科における研究指導に関する内規

平成 32 年 4 月 1 日制定
兵 大 程 第 〇 号

(準拠)

第 1 条 この内規は、本学大学院学則第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、大学院看護学研究科（以下「本研究科」という）における研究指導に関し必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第 2 条 本研究科博士前期課程および博士後期課程においては、本学学位規程に定めるもののほか、次の過程を経て学位を取得するものとする。

2 本研究科では、博士前期課程・博士後期課程の 1 年次に当該学生の専門分野についての指導教員 1 名（修士または博士の学位論文等作成を含む）及び副指導教員 1 名を定める。

3 学生は、各年次の始めに当該年度の研究および履修する授業科目の計画を具体的に立て、指導教員の下承を得た上で、所定の期日までに授業科目の履修登録を行うものとする。

4 博士前期課程の学生は、1 年次の所定の期日までに 2,000 字程度の「研究計画書」の概要を提出し研究計画発表会で発表しなければならない。博士後期課程の学生は、1 年次の所定の期日までに 4,000 字程度の「研究計画書」の概要を提出し、研究計画発表会で発表しなければならない。

5 博士前期課程の学生は、「研究計画書」を作成し指導教員を経て研究倫理委員会に提出するものとする。博士後期課程の学生は、「研究計画書」を作成し、「研究計画審査」の合格を経て研究倫理委員会へ審査申請を行う。

6 博士前期課程の学生は、2 年次に中間発表会で発表しなければならない。博士後期課程の学生は、2 年次の中間発表会で発表しなければならない。

(学位論文の提出)

第 3 条 学位論文の提出要件は、次の各項に掲げるとおりとし、教学部教務課に提出するものとする。

2 博士前期課程および博士後期課程の学生は、1 月、または 6 月の所定の期日までに学位論文を提出しなければならない。

3 博士前期課程および博士後期課程の学生が 1 月に学位論文を提出し、審査の過程において再審査を要すると判断された場合は、学位論文を指定された翌年度 6 月の期日までに再提出することができる。再審査を要する場合は、審査委員 3 名による最終審査段階で不合格となった場合、および研究科委員会における論文の合否判定の投票結果で不合格となった場合をいう。ただし、学位論文の再提出にあたっては、第 5 条に定める手続きを行わなければならない。

(学位論文の提出様式)

第 4 条 学位論文の提出様式については、別に定める。

(申請方法及び申請書類)

第 5 条 博士前期課程の学生が修士の学位の授与を申請するときは、予め審査願を提出し、所定の期日までに学位論文審査申請書に主論文および論文概要それぞれ 4 部を添えて、教学部教務課に提出する。

2 博士後期課程の学生が博士の学位の授与を申請するときは、予め博士学位論文予備審査願を提出し、予備審査に合格した後、所定の期日までに学位授与申請書に主論文、論文要旨、研究業績目録、副論文別刷り（掲載証明書とその論文概要）および履歴書、各 4 部を添えて教学部教務課に提出する。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 6 条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された審査委員 3 名により行う。

2 審査委員の選出、論文審査の方法および最終試験等については、別に定める。

3 修士論文および博士論文の審査委員は審査結果を研究科委員会に報告するものとする。

(学位論文最終審査)

第 7 条 研究科委員会における修士論文および博士論文の最終審査は、論文指導資格を有する委員による投票を実施し、合否を決定する。

2 前項に定める最終審査の議決は、当該委員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上が賛成しなければならない。

(学位の授与)

第 8 条 修士論文および博士論文最終審査に合格し、かつ修了に必要な単位を修得している場合に修士（看護学）および博士（看護学）の学位を授与する。

(博士後期課程単位取得退学)

第 9 条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、次の要件を満たした者は、単位取得退学を申請することができる。

①副論文 1 編以上（原則として原著とする）が学会誌等に掲載されていること（掲載予定である場合は掲載証明の提出を可とする）。

②国際学会において、研究発表を行っていること。

2 単位取得退学後 3 年以内に博士論文を提出し、学位を申請し、審査に合格した場合は、課程博士とする。

3 前 2 項の規定により、学位を申請する場合の論文提出方法および審査方法については第 3 条から第 9 条の規定に従う。

(規程の改廃)

第 10 条 この内規の改廃は看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程

〔 平成 18 年 9 月 13 日制定
兵 大 程 第 113 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部の教育職員及び学生が行う人間を直接対象とした研究について、研究対象者および関係者（以下「対象者等」という。）に対する倫理的配慮を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程の文言の定義は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と同一のものとする。

(所掌事項)

第 4 条 委員会は前条の目的を達成するために、本学の教育職員及び学生が行おうとする人を対象とする研究に係る研究計画および研究成果の公表（以下「研究」という。）について、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づく他、以下の各号の基準に基づいて審査を行う。

- (1) ヘルシンキ宣言（1964 年採択、2013 年フォルタレザ（ブラジル）修正）の趣旨に則っていること
- (2) 対象者等の人権が尊重されていること
- (3) 対象者等の不利益および危険性に対する配慮がなされていること
- (4) 個人識別情報を含む情報の保護に対する配慮がなされていること
- (5) あらかじめ研究対象者等に研究の趣旨、内容及び方法等を説明し、理解を求めたうえで、研究対象者の「同意書」（別紙様式 3）による同意があること。ただし、次の場合は除く。

ア 研究対象者が未成年者または同意の能力を欠く等により同意を得ることが困難であり、当該研究対象者の保護者またはその法定代理人、配偶者等研究対象者に代わって同意を成し得る代諾者の「同意書」（別紙様式 3）による同意が得られた場合。

イ 原則として、主たる研究の目的が無記名アンケート調査によるデータ等の収集であり、回答が研究対象者の意思に委ねられている場合。ただし、当該アンケートを実施することにより研究対象者に身体的負担・心理的苦痛等をもたらすことが想定されると委員会が判断する場合は、この限りではない。

- (6) あらかじめ研究対象者等に、「同意撤回書」（別紙様式 4）を提出することにより、いつでも研究参加の同意を撤回することが出来る権利を有することが説明さ

れていること。

- (7) 研究の期間および研究期間終了後の試料の保存または廃棄に関する適切な対応がなされていること
- (8) 研究実施の責任体制が整っていること
- (9) その他委員会が必要と認める事項
(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長が委嘱する委員長
- (2) 自然科学系教育職員（医学・医療の専門家等） 若干名
- (3) 人文・社会科学系教育職員（法律学の専門家等） 若干名
- (4) 学事課長（一般の立場を代表するもの）
- (5) 総務課長（一般の立場を代表するもの）
- (6) 学長が委嘱する外部有識者 2名以上
- (7) その他学長が必要と認めた有識者 若干名

2 前項の委員は、男女両性で構成する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第4号及び第5号の委員の任期は在任期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
(招集・議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。ただし、委員会は全会一致をもって議事を決するよう努力しなければならない。

5 委員が審査を申請した者である時は、当該研究計画等に係る審査に参加することはできない。ただし、当該委員が委員会に出席し発言することを委員会から求められた場合は、この限りではない。

(審査の申請)

第8条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、別に定める「研究倫理審査申請書」（別紙様式1）により、学長に申請する。

2 学長は、「研究倫理審査申請書」を受理したときは、速やかに委員長にその審査を付議する。

(審査方法等)

第9条 審査方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 迅速審査
- (2) 主査及び副査による書面審査に基づく合議審査
- (3) 外部機関への委託審査

2 審査種別は、「研究倫理審査申請書」の内容に基づき、原則として委員長が決定

する。

(迅速審査)

第 10 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する申請について第 8 条第 2 項に定める審査の付議を受けたときは、委員の中から主査 1 名及び副査 1 名を指名して「研究倫理審査申請書」に基づく書面により迅速審査を行うことができる。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の申請

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する申請

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する申請

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する申請

2 迅速審査の判定は、主査及び副査の合意に基づく書面審査結果により、委員長が決定する。

(書面審査に基づく合議審査)

第 11 条 委員長は、第 8 条第 2 項に定める審査の付議を受けたときは、委員の中から主査 1 名及び副査 1 名を指名して、「研究倫理審査申請書」に基づく書面により審査を行う。

2 主査及び副査は、書面審査の判定結果を委員長に報告する。

3 委員長は、当該申請及び前項の判定結果を合議審査に付し、最終判定を行う。

4 合議審査の委員会の議事は、第 7 条の規定により行う。

5 委員会は、申請者または関係者の出席を求め、当該研究についての説明や意見を聞くことができる。

6 委員会は、「研究倫理審査申請書」の内容を勘案して、申請者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。

(外部機関への委託審査)

第 12 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する「研究倫理審査申請書」の審査を、外部の研究機関へ委託（以下、「外部委託」という。）することができる。

(1) 「研究倫理審査申請書」の内容に鑑み、本学での審査が妥当でないことが予見される研究の場合

(2) 「研究倫理審査申請書」の申請者が外部委託を希望し、当該希望に妥当性があると委員長が判断する場合

2 申請者、委員長及び委員会（以下、「関係者」という。）は、外部委託に係る手続き等については、当該外部機関の規程等を遵守しなければならない。

3 関係者は、外部委託された「研究倫理審査申請書」の審査及び判定結果を尊重しなければならない。

4 外部機関への委託審査料については、申請者の負担とする。

(審査の結果)

第 13 条 委員長は、研究計画等の審議の判定結果を、学長に報告し、別に定める「研究倫理審査結果通知書」（別紙様式 2）により、速やかに申請者に通知する。

2 審査の結果は、第8条第2項の審査申請の付議を受けた日から2ヶ月以内に、申請者に通知する。ただし、外部委託については、当該外部機関の定める期間内に通知するものとする。

3 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認
- (4) 非該当
- (5) 継続審議

4 「研究倫理審査結果通知書」には、審査結果が第8条第2項に定める「条件付承認」「不承認」の場合は、その理由を付記する。

5 委員長は、迅速審査及び外部委託の判定を、委員会に報告しなければならない。

6 審議の経過及び結果は、文書でもって記録、保存し、委員長が必要と認めたときは公表するものとする。

(専門委員)

第14条 研究計画等の専門的な事項に関して、調査、審議する必要がある場合、委員長は専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、第10条第2項及び11条第1項の副査として書面審査に加わる他、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議事に加わることはできない。

3 専門委員は、当該専門事項の調査、審議等が終わったときに委嘱を解く。

(研究計画等の変更)

第15条 申請者が、「承認」「条件付承認」の判定を受けた申請において、第4条各号に定める倫理審査基準等に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の「承認」を得なければならない。

2 前項の「委員会の承認」の方法については、第10条、11条、12条いずれかの規定を準用する。

(再審査)

第16条 審査の判定結果に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については第8条以降の定めに基づくものとする。

(守秘義務)

第17条 委員は、審査において知り得たいかなる情報も、法令および裁判所の命令等正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後についても同様とする。

2 委員会の求めに応じて委員以外の者が委員会及び審査に出席して知り得た個人に関する情報についても、前項に準ずる。

(委員会の運営)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第 19 条 委員会の事務は、学事・国際交流課が行う。

(改廃)

第 20 条 この規程を改廃しようとするときは、委員会に諮り、大学運営会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

長期履修制度適用の場合の履修モデル（博士前期課程）

◎：各専攻に応じて必修となる科目 ○：選択科目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	基礎看護学（中でも看護教育看護管理学）を専攻する学生の履修モデル						エンドオブライフ看護学を専攻する学生の履修モデル						生涯発達看護学（中でも成人・老年看護学）を専攻する学生の履修モデル						広域看護学（中でも精神看護学）を専攻する学生の履修モデル					
				1年		2年		3年		1年		2年		3年		1年		2年		3年		1年		2年		3年	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	看護学研究方法特論	1前	2	◎					◎						◎					◎							
	疫学・統計学特論	1前	2	◎					◎						◎					◎							
	看護倫理学特論	1前	2	○					○							○					○						
	看護理論特論	1前	2			○				○					○					○							
	看護教育学特論	1後	2		○					○																	
	臨床死生学特論	1後	2		◎					◎						◎					◎						
	エンドオブライフケア特論	1後	2		○					○						○					○						
	保健医療福祉学特論	1後	2				○					○						○					○				
基礎看護学	看護教育管理学特論	1前	2	◎																							
	看護教育管理学特論演習	1後	2		◎																						
	長寿科学看護特論	1前	2				○											○									
	長寿科学看護特論演習	1後	2																								
エンドオブライフケア	エンドオブライフケア看護学特論	1前	2							◎														○			
	エンドオブライフケア看護学特論演習	1後	2								◎																
生涯発達看護学	成人・老年看護学特論	1前	2								○					◎						○					
	成人・老年看護学特論演習	1後	2													◎											
	母性・小児看護学特論	1前	2														○										
	母性・小児看護学特論演習	1後	2																								
広域看護学	精神看護学特論	1前	2																		◎						
	精神看護学特論演習	1後	2																			◎					
	在宅看護学特論	1前	2				○				○						○										
	在宅看護学特論演習	1後	2																								
	地域看護学特論	1前	2																		○						
	地域看護学特論演習	1後	2																								
科目研究	特別研究M	1・2通	8				◎				◎					◎						◎					
合計（25科目）		—		32						32						32						32					

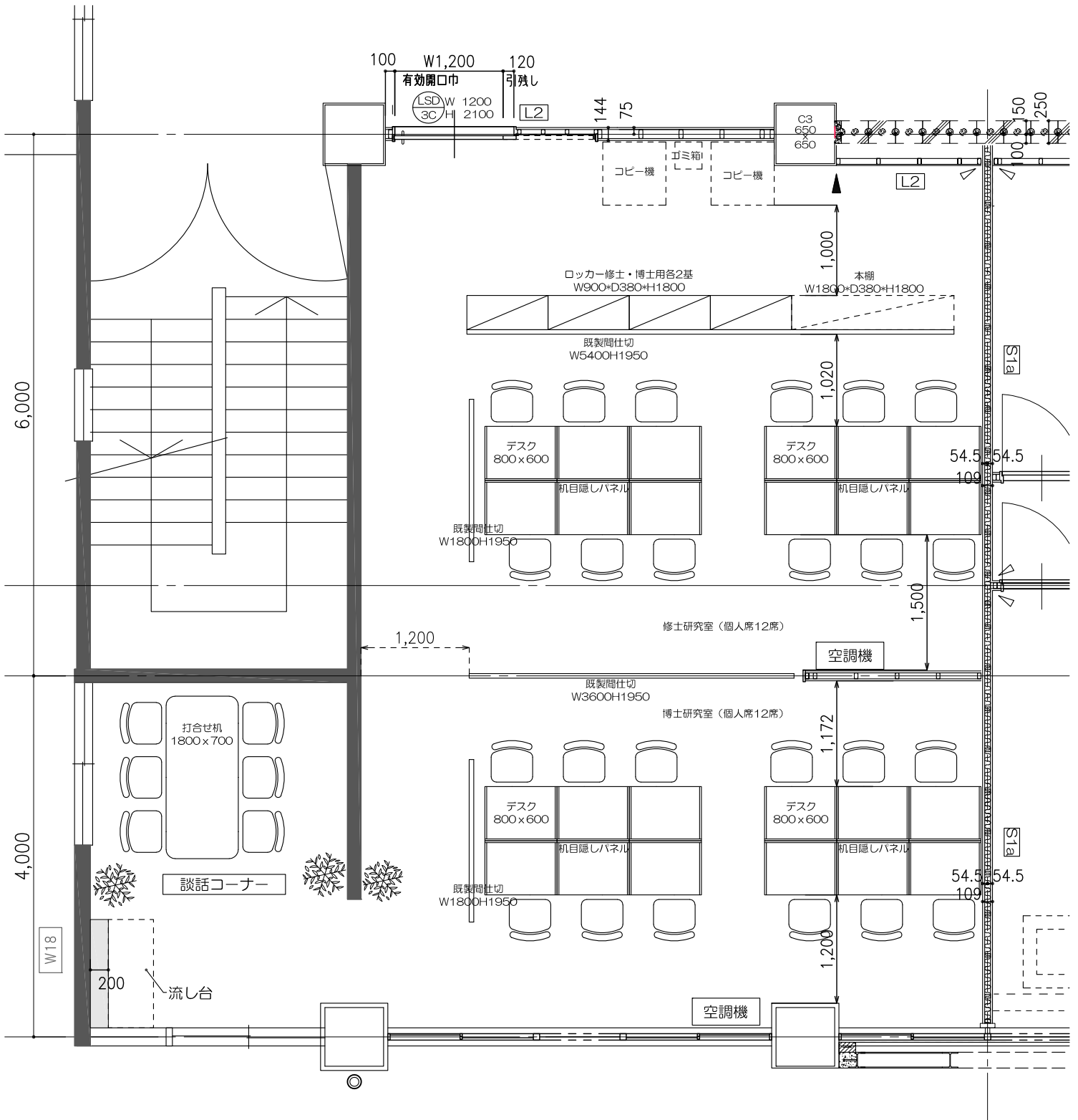
…全学生の必修科目

長期履修制度適用の場合の履修モデル（博士後期課程）

◎：各専攻に応じて必修となる科目 ○：選択科目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	エンドオブライフ看護学を専攻する学生の履修モデル								生涯発達看護学を専攻する学生の履修モデル								地域看護学（中でも在宅看護学）を専攻する学生の履修モデル								
				1年次		2年次		3年次		4年次		1年次		2年次		3年次		4年次		1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究方法特別講義	1前	2	◎																◎								
	応用統計学特別講義	1後	2		◎																◎							
	保健医療福祉政策特別講義	1通	2																									
専門科目	ライオン 看護学 ケア	エンドオブライフケア看護学特別講義	1前	2	◎																							
		エンドオブライフケア看護学特別講義演習	1通	2		◎																						
	達生 看護学 生涯 発達	生涯発達看護学特別講義	1前	2																								
		生涯発達看護学特別講義演習	1通	2																								
	広域 看護学	在宅看護学特別講義	1前	2																								
		在宅看護学特別講義演習	1通	2																								
		地域看護学特別講義	1前	2																								
		地域看護学特別講義演習	1通	2																								
	科目 研究	特別研究D	1・2・3通	8																								
	合計（12科目）			—		16								16								16						

…全学生の必修科目



兵庫大学大学院 看護学研究科設置 図書等リスト

書名	出版社	ISBN	数量	区分
これからの看護研究:基礎と応用 第3版	ヌーヴェルヒロカワ	9784861740350	1	内国書
看護理論:理論と実践のリンケージ	ヌーヴェルヒロカワ	9784902085501	1	内国書
がん看護コアカリキュラム日本版:手術療法・薬物療法・放射線療法・緩和ケア	医学書院	9784260028509	1	内国書
最新老年看護学 2018年版 第3版	日本看護協会出版会	9784818020856	1	内国書
日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア看護学. 基礎編	南山堂	9784525500313	1	内国書
腎不全看護 第5版	医学書院	9784260027595	1	内国書
がん患者の口腔マネージメントテキスト:看護師がお口のこと困ったら	文光堂	9784830646799	1	内国書
看護教育学 第6版	医学書院	9784260027823	1	内国書
脳卒中看護ケアマニュアル	中山書店	9784521742960	1	内国書
公衆衛生看護活動論:心身の保健問題と保健活動. 2 第4版	メヂカルフレンド社	9784839221829	1	内国書
公衆衛生看護支援技術 第4版	メヂカルフレンド社	9784839221805	1	内国書
ベナー看護実践における専門性:達人になるための思考と行動	医学書院	9784260020879	1	内国書
看護実践・教育のための測定用具ファイル:開発過程から活用の実際まで 第3版	医学書院	9784260021654	1	内国書
家族看護を基盤とした在宅看護論. 1 第4版	日本看護協会出版会	9784818020986	1	内国書
看護倫理実践事例46:教育・事例検討・研究に役立つ	日総研出版	9784776017172	1	内国書
公衆衛生看護学テキスト. 第2巻	医歯薬出版	9784263231142	1	内国書
公衆衛生看護学テキスト. 第3巻	医歯薬出版	9784263231159	1	内国書
クリティカルケア看護完全ガイド	医歯薬出版	9784263235829	1	内国書
文化と看護のアクションリサーチ:保健医療への人類学的アプローチ	医学書院	9784260011679	1	内国書
写真でわかるリハビリテーション看護アドバンス	インターメディカ	9784899963622	1	内国書
在宅医療と訪問看護・介護のコラボレーション 改訂2版	オーム社	9784274217289	1	内国書
がんリハビリテーション:原則と実践完全ガイド	ガイアブックス	9784882829942	1	内国書
これからの在宅医療:指針と実務	グリーン・プレス	9784907804374	1	内国書
「生きづらさ」に寄り添う(支援)	ナカニシヤ出版	9784779512865	1	内国書
重症心身障害児のトータルケア 改訂第2版	へるす出版	9784892699344	1	内国書

書名	出版社	ISBN	数量	区分
がん患者のリハビリテーション:リスク管理とゴール設定	メジカルビュー社	9784758314695	1	内国書
高齢者リハビリテーション実践マニュアル	メジカルビュー社	9784758314909	1	内国書
子どもの感覚運動機能の発達と支援:発達の科学と理論を支援に活かす	メジカルビュー社	9784758319003	1	内国書
終末期リハビリテーションの臨床アプローチ	メジカルビュー社	9784758317184	1	内国書
誰も教えてくれなかった婦人科がん薬物療法	メジカルビュー社	9784758303910	1	内国書
地域包括ケア時代の脳卒中慢性期の地域リハビリテーション	メジカルビュー社	9784758316989	1	内国書
超実践トレーニング乳癌薬物療法	メジカルビュー社	9784758303880	1	内国書
発達OTが考える子どもセラピーの思考プロセス	メジカルビュー社	9784758316972	1	内国書
発達障害領域の作業療法アプローチ 改訂第2版	メジカルビュー社	9784758319324	1	内国書
健康障害をもつ小児の看護 第5版	メディカルフレンド社	9784839232863	1	内国書
Pallium Canada緩和ケアポケットブック	メディカル・サイエンス・インターナショナル	9784895928908	1	内国書
がん薬物療法の副作用ケアとことん攻略本	メディカ出版	9784840456173	1	内国書
そのまま使える緩和ケア患者説明ガイド:苦痛症状+治療・処置別	メディカ出版	9784840461009	1	内国書
プロフェッショナルがんナーシング	メディカ出版	9784840440417	1	内国書
リハビリナースのための超重要疾患マスターブック	メディカ出版	9784840448444	1	内国書
在宅医療が必要な子どものための図解ケアテキストQ&A	メディカ出版	9784840458412	1	内国書
心不全ケアチーム構築マニュアル	メディカ出版	9784840457828	1	内国書
地域連携に使える!“はじめてさん”の感染対策マニュアル	メディカ出版	9784840459532	1	内国書
認知症ケア用語辞典	ワールドプランニング	9784863511156	1	内国書
認知症を楽しく予防しよう!	医学と看護社	9784906829729	1	内国書
いのちの終わりにどうかかわるか	医学書院	9784260032551	1	内国書
がんエマージェンシー:化学療法の有害反応と緊急症への対応	医学書院	9784260019606	1	内国書
がんのリハビリテーション	医学書院	9784260034401	1	内国書
がん患者心理療法ハンドブック	医学書院	9784260017800	1	内国書
がん看護PEPリソース:患者アウトカムを高めるケアのエビデンス	医学書院	9784260015981	1	内国書

兵庫大学大学院 看護学研究科設置 図書等リスト

書名	出版社	ISBN	数量	区分
看護教育学研究 第3版	医学書院	9784260036641	1	内国書
高次脳機能障害のリハビリテーション:実践的アプローチ 第3版	医学書院	9784260024778	1	内国書
根拠と事故防止からみた老年看護技術 第2版	医学書院	9784260024983	1	内国書
認知リハビリテーション実践ガイド	医学書院	9784260021456	1	内国書
発達障害のリハビリテーション:多職種アプローチの実際	医学書院	9784260028462	1	内国書
イラストでわかる人間発達学	医歯薬出版	9784263219454	1	内国書
イラストでわかる発達障害の作業療法	医歯薬出版	9784263217177	1	内国書
介護老人保健施設の作業療法	医歯薬出版	9784263217344	1	内国書
高齢鍼灸学:高齢者の保健・福祉と鍼灸医療	医歯薬出版	9784263240533	1	内国書
骨転移の診療とリハビリテーション	医歯薬出版	9784263219348	1	内国書
事例で学ぶ生活行為向上マネジメント	医歯薬出版	9784263215388	1	内国書
自信がもてる!リハビリテーション臨床実習	医歯薬出版	9784263214992	1	内国書
生活を支援する精神障害作業療法:急性期から地域実践まで 第2版	医歯薬出版	9784263219331	1	内国書
認知症のリハビリテーション栄養	医歯薬出版	9784263214930	1	内国書
認知症の作業療法:ソーシャルインクルージョンをめざして 第2版	医歯薬出版	9784263219492	1	内国書
脳卒中の摂食嚥下障害:Web動画付 第3版	医歯薬出版	9784263216712	1	内国書
老化と摂食嚥下障害:「口から食べる」を多職種で支えるための視点	医歯薬出版	9784263422335	1	内国書
チームで診る高齢者脆弱性骨折手術と周術期管理	医薬ジャーナル社	9784753228393	1	内国書
医療・介護スタッフのための高齢者の転倒・骨折予防	医薬ジャーナル社	9784753227631	1	内国書
肺高血圧症の看護:急性期治療から在宅管理まで	医薬ジャーナル社	9784753227150	1	内国書
がん看護ビジュアルナーシング:見てできる臨床ケア図鑑	学研メディカル秀潤社(発売:学研プラス)	9784780911862	1	内国書
ケアのなかの癒し:統合医療・ケア実践のためのエビデンス	看護の科学社	9784878040986	1	内国書
ストーリーリハビリテーション基礎と実際 第3版	金原出版	9784307701990	1	内国書
危機状況にある患者・家族の危機の分析と看護介入事例集 第2版	金芳堂	9784765317184	1	内国書
生命維持治療と終末期ケアに関する方針決定	金芳堂	9784765316668	1	内国書

書名	出版社	ISBN	数量	区分
がんの理学療法	三輪書店	9784895906012	1	内国書
高齢者の摂食嚥下サポート	新興医学出版社	9784880027708	1	内国書
HRV-1/f解析法の進歩<図説>健康偏差値と生命力	真興交易医書出版部	9784880039206	1	内国書
非悪性腫瘍の緩和ケアハンドブック	西村書店(新潟)	9784890134755	1	内国書
がんのリハビリテーションQ&A	中外医学社	9784498067189	1	内国書
緩和医療:がんの痛みは必ずとれる 在宅緩和ケアの現場から	中山書店	9784521747385	1	内国書
高齢血液透析患者の治療とケアのガイドブック	東京医学社	9784885632549	1	内国書
ホスピスで死にゆくということ:日韓比較からみる医療化現象	東京大学出版会	9784130664097	1	内国書
緩和ケアの基本66とアドバンス44	南江堂	9784524267576	1	内国書
基礎看護技術:看護過程のなかで技術を理解する 改訂第3版	南江堂	9784524256082	1	内国書
障害と活動の測定・評価ハンドブック:機能からQOLまで 改訂第2版	南江堂	9784524269457	1	内国書
地域リハビリテーション学テキスト 改訂第3版	南江堂	9784524254811	1	内国書
子どもが元気になる在宅ケア	南山堂	9784525502911	1	内国書
実践・心不全緩和ケア	日経BP社(発売:日経BPマーケティング)	9784822292744	1	内国書
症例を時間で切って深く知る!がん緩和医療	日本医事新報社	9784784946259	1	内国書
認知症者の転倒予防とリスクマネジメント 第3版	日本医事新報社	9784784961795	1	内国書
認知症医療・ケアのフロンティア	日本評論社	9784535984691	1	内国書
終末期理学療法の実践	文光堂	9784830645228	1	内国書
心不全患者に寄り添う包括的心臓リハビリテーションを極める	文光堂	9784830619632	1	内国書
地域包括ケアにおけるPT・OTの役割	文光堂	9784830645440	1	内国書
がん化学療法レジメンハンドブック 改訂第5版	羊土社	9784758118057	1	内国書
もっと踏み込む認知症ケア	羊土社	9784758123167	1	内国書
終末期を考える 今,わかっていること&医師ができること	羊土社	9784758123327	1	内国書
地域包括リハビリテーション実践マニュアル	羊土社	9784758102292	1	内国書
地域理学療法学	羊土社	9784758107976	1	内国書

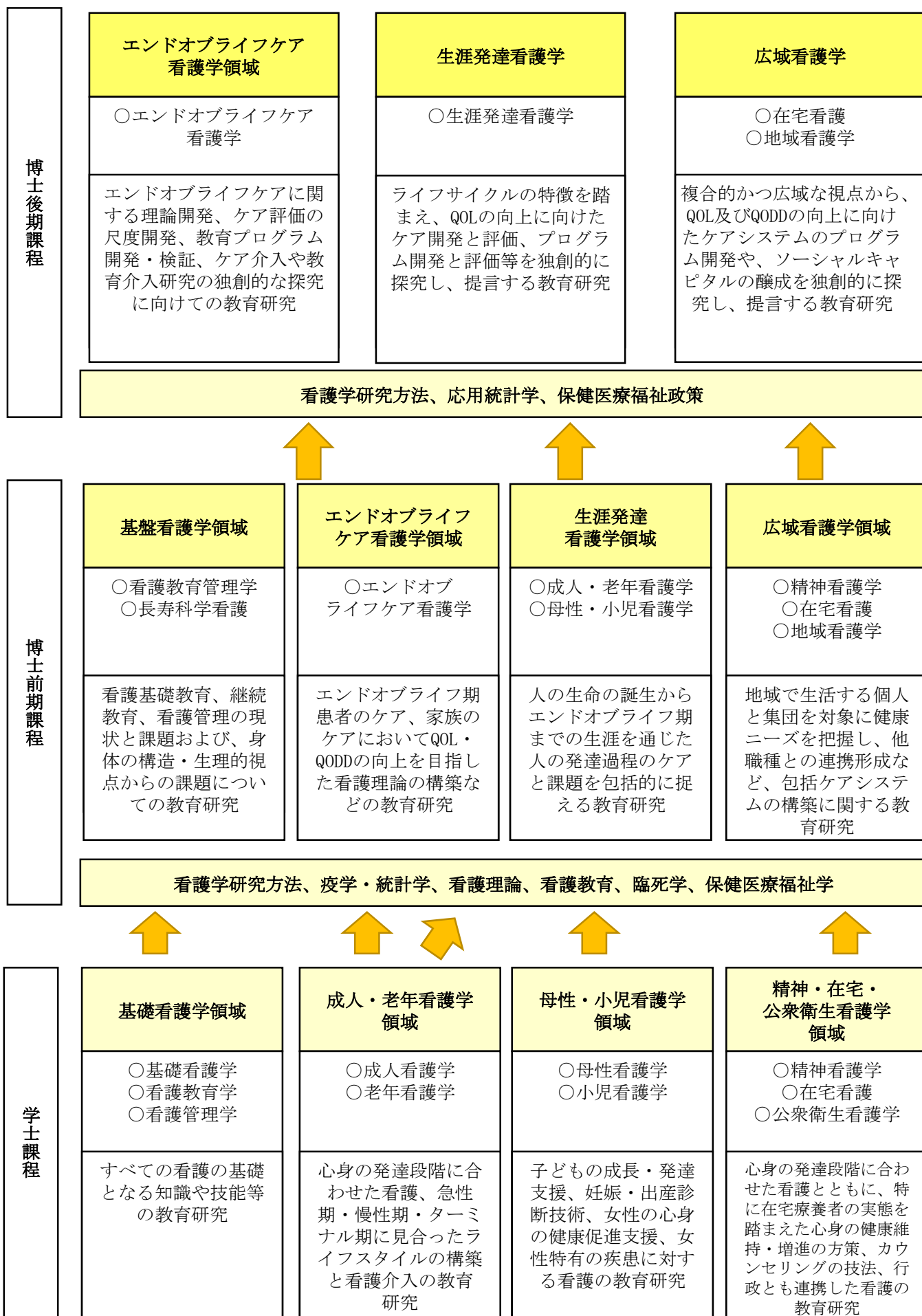
書名	出版社	ISBN	数量	区分
Curriculum Development in Nursing Education	Jones & Bartlett Learning	9781284143584	1	外国書
Essentials of Nursing Research -- Paperback / softback	Lippincott Williams and Wilkins	9781496358356	1	外国書
Transition from Clinician to Educator : A Practical Approach	Jones & Bartlett Learning	9781284068740	1	外国書
Building and Sustaining a Hospital-Based Nursing Research Program	Springer Pub Co	9780826128140	1	外国書
Hospice and Palliative Medicine and Supportive Care Flashcards	Oxford Univ Pr	9780190633066	1	外国書
Palliative Care Nursing : Caring for Suffering Patients	Jones & Bartlett Learning	9780763773847	1	外国書
Care at the Close of Life : Evidence and Experience (Jama Evidence)	McGraw-Hill Professional Pub	9780071637954	1	外国書
Children's Encounters with Death, Bereavement, and Coping	Springer Pub Co	9780826134226	1	外国書
Pediatric Primary Care : Practice Guidelines for Nurses	Jones & Bartlett Learning	9781284149425	1	外国書
Guided Participation in Pediatric Nursing Practice : Relationship-Based Teaching and Learning with Parents, Children, and Adolescents	Springer Pub Co	9780826140432	1	外国書
Pediatric Nursing Care : A Concept-Based Approach	Jones & Bartlett Learning	9781284081428	1	外国書
Neonatal Advanced Practice Nursing : A Case-based Learning Approach	Springer Pub Co	9780826194152	1	外国書
Pediatric Primary Care : Practice Guidelines for Nurses	Jones & Bartlett Learning	9781284093100	1	外国書
European Psychiatric/Mental Health Nursing in the 21st Century : A Person-Centred Evidence-Based Approach (Principles of Specialty Nursing)	Springer	9783319317717	1	外国書
Medicines Management in Mental Health Nursing (Transforming Nursing Practice Series)	Learning Matters	9781473914278	1	外国書
Psychiatric-Mental Health Nursing : An Interpersonal Approach	Springer Pub Co	9780826131287	1	外国書
Introduction to Maternity and Pediatric Nursing	W B Saunders Co	9780323483971	1	外国書
Prenatal and Postnatal Care : A Woman-Centered Approach	Wiley	9781119318347	1	外国書
Guidelines for Nurse Practitioners in Ambulatory Obstetric Settings	Springer Pub Co	9780826119513	1	外国書
Supporting Sucking Skills in Breastfeeding Infants	Jones & Bartlett Learning	9781284093919	1	外国書
Guidelines for Nurse Practitioners in Gynecologic Settings	Springer Pub Co	9780826122827	1	外国書
Perinatal and Pediatric Bereavement in Nursing and Other Health Professions	Springer Pub Co	9780826129260	1	外国書
Nursing for Wellness in Older Adults -- Hardback	Lippincott Williams and Wilkins	9781496399816	1	外国書
Nursing for Wellness in Older Adults	Lippincott Williams & Wilkins	9781496368287	1	外国書
Evidence-Based Geriatric Nursing Protocols for Best Practice	Springer Pub Co	9780826171665	1	外国書

兵庫大学大学院 看護学研究科設置 図書等リスト

書名	出版社	ISBN	数量	区分
Gerontologic Nursing	Mosby Inc	9780323266024	1	外国書
Nursing Home Care	McGraw-Hill Professional Pub	9780071807654	1	外国書
Diabetes Care for the Older Patient : A Practical Handbook	Springer	9780857294609	1	外国書
Designing Telehealth for an Aging Population : A Human Factors Perspective (Human Factors & Aging)	CRC Pr I Llc	9781439825297	1	外国書
Assisted Living Administration and Management : Effective Practices and Model Programs in Elder Care	Springer Pub Co	9780826104663	1	外国書
			130	

データベース契約状況

データベース名	区分	備考
CINAHL	CINAHL Complete	同時アクセス4
メディカルオンライン	-	フリーアクセス
医中誌Web	-	アクセスフリー
国立図書館OPAC	-	フリーアクセス
CiNii	-	フリーアクセス
CiNii Books	-	フリーアクセス
J-stage	-	フリーアクセス



兵庫大学大学院長期履修規程

〔平成〇年〇月〇日制定〕
〔兵大程第〇号〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学大学院看護学研究科看護学専攻における博士前期課程および博士後期課程の在学学生を対象とした長期履修制度を運用するために必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 長期履修を希望する旨の申し出をすることができる者は、本学大学院に入学を許可された者のうち、次のいずれかに該当することにより本学大学院学則第 4 条第 1 項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 官公庁、企業、病院等に正職員として在職（自営業含む）している者（パートタイム勤務不可）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由があると研究科長が認めた者

(履修期間)

第 3 条 長期履修期間は、博士前期課程においては入学時から起算して 3 年、博士後期課程においては入学時から起算して 4 年を上限とする。ただし、休学期間は当該期間に算入しない。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は「長期履修申請書（様式 1 号）」を学長に提出しなければならない。

- 2 申請期限は、博士前期課程の者は、1 年次の 2 月末日、博士後期課程の者は、2 年次の 2 月末日とする。
- 3 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が承認するものとする。

(履修期間の短縮または取りやめ)

第 5 条 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめ（「長期履修期間短縮等」という）を希望する者は、希望する修了の月の末日から起算して 7 か月前までに「長期履修期間短縮・長期履修辞退申請書（様式 2 号）」を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可するものとする。ただし、長期履修期間短縮等は在学中に 1 回に限る。

(長期履修学生の承認の取り消し)

第 6 条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

(長期履修学生の学費の納付)

第 7 条 長期履修学生の学費の納付方法については、別に定める。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は大学院学則を準用し、必要に応じて看護学研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1号)
年 月 日

兵庫大学学長 殿

所属.....研究科.....課程.....領域
(フリガナ)
氏 名.....
生年月日.....年 月 日

長期履修申請書

長期履修学生として承認をいただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

入学年月	年 月 入学
長期履修 申請期間	年 月 日から 年 月 日迄 (年間)
申請理由	※勤務証明書または申請理由を証する書類を添付してください。
履修計画 (年次ごとに計画を記入してください。)	
指導教員 所見欄	印

【以下は記入しないでください】

申請受付 年 月 日	審査日 (研究科委員会) 年 月 日	審査結果 可 ・ 不可	審査結果通知 年 月 日
---------------	-----------------------	----------------	-----------------

(様式2号)

年 月 日

兵庫大学学長 殿

所属 研究科 課程 領域

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日

長期履修期間短縮・長期履修辞退申請書

長期履修の変更を承認いただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更前申請期間	年 月 日から	年 月 日迄 (年間)
変更後履修期間	年 月 日から	年 月 日迄
申請理由		
履修計画 (年次ごとに計画を記入してください。)		
指導教員 所見欄		

印

※長期履修期間の短縮または取りやめが許可されるのは、在学期間中1回のみです。

※長期履修期間の短縮またはとりやめが許可されたときは、許可後の履修期間に応じた授業料額と既納付額との差額を直ちに納付ください。納付がない場合、除籍されることがあります。

※必要に応じて参考となる書類を添付してください。

【以下は記入しないでください】

申請受付 年 月 日	審査日 (研究科委員会) 年 月 日	審査結果 可 ・ 不可	審査結果通知 年 月 日
---------------	-----------------------	----------------	-----------------

兵庫大学等大学運営会議規程

〔平成 15 年 10 月 1 日制定〕
〔兵 大 程 第 8 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学及び兵庫大学短期大学部（以下「大学」という。）に設置する大学運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 大学運営会議は、理事会から委任された大学の教育研究に関する業務及び大学の基本的な事項並びに学部等を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織（学部・学科の改組を含む）の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 学部等、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他大学における重要事項

(構成)

第 3 条 運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 各学部長等（研究科長、共通教育機構長、短期大学部長含）
- (5) 事務局長
- (6) 各部・室長
- (7) 各附置機関の長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(招集・議長)

第 4 条 運営会議は、学長が招集し、議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する副学長がその職務を代理する。
- 3 運営会議の議案は、招集の際通告しなければならない。ただし、緊急を要

する場合はこの限りでない。

4 運営会議は、原則として月2回の定例日に開催する。

(定足数・議決要件)

第5条 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 運営会議の議決は出席構成員の過半数の同意によらなければならない。

3 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は総務課が行う。

(改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、運営会議の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 兵庫大学、兵庫大学短期大学部の「運営機関の位置付け」は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

兵庫大学大学院研究科委員会規則

〔 理 事 会 承 認 〕
〔 平 成 27 年 3 月 14 日 〕

〔 平 成 27 年 3 月 14 日 制 定 〕
〔 睦 学 則 第 57 号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫大学大学院学則の規定に基づき、研究科委員会の構成及び運用について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究科委員会は、研究科長及び特別研究（論文指導）を担当する教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、研究科の授業を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(招集及び議長)

第3条 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。研究科長に事故あるとき、又は研究科長が欠けたとき、その他学長が必要と認めた場合は、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 定例研究科委員会は、原則として月1回開催する。

3 臨時研究科委員会は、必要に応じて随時開催する。

(定足数及び議決)

第4条 研究科委員会の定足数は、構成員の3分の2以上とし、議事は、出席者の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

3 議長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退室を求めることができる。

(議案の提出)

第5条 研究科委員会への議案の提出は、研究科長が行う。

(審議事項)

第6条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育課程の編成

(4) 教員の教育研究業績の審査

(5) 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる

2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

(事務)

第8条 研究科委員会に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第9条 この規則を改廃しようとするときは、大学運営会議に諮り、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 「兵庫大学大学院研究科委員会規程」は廃止する。

兵庫大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(目的)

第1条 兵庫大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、教育・研究の質的向上を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 本学大学院が対象とするFDは、次の各号に定めた範囲とする。

- (1) 本学の教員の活動によるもの
- (2) 本学の職員（嘱託職員及び契約職員を含む）の活動によるもの
- (3) 委員会が認めた兼任講師の活動によるもの
- (4) 委員会が認めたティーチング・アシスタントなどの活動によるもの
- (5) その他、研究科長が認めたもの

(組織)

第3条 看護学研究科に係る委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、研究科長は必要に応じて出席できるものとする。

- (1) 委員長
- (2) 研究科長が委嘱した者 3名
- (3) 委員長が個別課題に応じて委嘱する者 若干名

2 委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故あるときは、第1項第2号により、研究科長が氏名した委員がその職務を代行する。

(任務)

第4条 委員会は、教育・研究の質向上、その他教育改善を図るため、次に掲げる事項を審議し、FD活動を推進する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関すること
- (2) FDに関する記録及び報告書等の作成に関すること
- (3) 大学院が取り組む教育改善に関する講演会、シンポジウム、ワークショップ等の支援に関する事項

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、関連部署の協力を得て教務課が担当する。

(規程の改廃)

第条 この規程の改廃は、本委員会、現代ビジネス研究科委員会、看護学研究科委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則
この規程は、平成32年4月1日から施行する。